

指定基準の遵守について

【障害福祉サービス事業等の運営において特に留意すべき事項】

- サービス契約
 - ・サービスの契約内容、契約支給量、その他の必要事項を支給決定障害者の受給者証に記載するとともに、支給決定市町村に遅滞なく報告すること。
- サービス提供の記録
 - ・食費、光熱水費等の利用者負担額の支払いを受けた場合は、当該利用者に対し、領収書を発行すること。
 - ・サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を記録し、支給決定障害者等からサービス提供についての確認印をもらうこと。
(訪問系 サービス、日中系サービスについては、その都度行う)
- 介護給付費の額に係る通知
 - ・法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。
- 非常災害対策
 - ・非常時災害に備えるための定期的な避難、救出その他必要を適切に実施し、実施記録を作成すること。
 - ・消防・避難計画を定め、非常災害時の関係機関への通告及び連絡体制を整備すること。
- 掲示
 - ・事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関（訪問系サービスを除く）、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

○ 権利擁護・虐待防止

- ・ 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。
- ・ 利用者の権利擁護、虐待防止のため、責任者の設置や従業者に対する研修の実施など必要な体制の整備を行うこと。

○ 介護給付費、訓練等給付費等の請求

- ・ サービス提供実績に基づいて適切に請求を行うこと。
- ・ 加算の請求について、支援等の実施が条件となっている加算については、支援の内容等についての実施記録を作成すること。

平成 27 年度障害者工賃向上支援事業予算の概要

1 事業概要

障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るための具体的な方策等を定めた第3期工賃向上支援計画（計画期間：H27～H29、策定中）に基づく具体的な事業を実施する。

2 全体事業

平成 20 年度～23 年度 第 1 期計画に基づく具体的施策実施、検証作業
平成 24 年度～26 年度 第 2 期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
平成 27 年度～ 新たな計画に基づき具体的施策実施、検証作業

3 実施主体 県（社会福祉法人富山県社会福祉協議会等に委託）

4 事業内容（工賃向上支援計画に基づく取り組みの推進）

(1) 意識改革に向けた取り組み（5, 254千円）

事業所における「経営力」を育成・強化するため、法人・職員の意識改革・啓発、リーダーシップの醸成を目的とした各種研修会を実施するとともに、自主製品の創出等に取り組む事業所に対し備品購入費の補助等を行うことで工賃向上に対する意欲の増大を図るもの。

- ① 工賃引上げ推進員養成・スキルアップ研修（752千円）
- ② 自主製品創出支援のための研修（752千円）
- ③ 工賃向上支援計画運営委員会（250千円）
- ④ 販売活動応援事業（1,600千円）
- ⑤ 障害者就労支援施設スイーツコンテスト開催事業（1,900千円）

新
新

(2) 経営ノウハウの導入（1,300千円）

経営視点を導入し、工賃向上の実現性の高い工賃向上計画を作成するとともに、商品の品質向上、新商品の開発、営業力の強化などを喚起する。

- ① 技術指導研修会（850千円）
- ② 技術指導者派遣（150千円）
- ③ 工賃向上計画策定のための経営コンサルタント派遣（300千円）

(3) 地域との連携強化に向けた取り組み（5,399千円）

- ① 施設内就労から施設外就労への移行支援（1,000千円）
企業との連携に関する研修会
- ② 共同ネットワーク事業（1,953千円）
事業所等・セルフ協における共同窓口設置
- ③ 魅力発信！福祉SHOP設置促進事業（2,446千円）
常設店「はーもにあ」の設置及び運営経費

(4) 新分野との連携（771千円）

- ① 事業所を対象とした新分野チャレンジ研修会（771千円）

新 販売活動応援事業

1 平成 27 年度予算額

1,600 千円 (国 1/2、県 1/2)

2 概要

「第 2 期富山県工賃向上支援計画」においては、自主製品の創出・改良への取り組みを重点課題の 1 つとしており、平成 26 年度はそれに基づき、福祉的プライベートブランド創出応援事業において、各事業所における自主製品の創出・改良のための環境整備を支援したところである。

平成 27 年度は、次のステップとして、各事業所の自主製品の販売活動への支援を目的として、販売活動に意欲的に取り組む就労支援事業所に対して、販売活動に係る備品購入等に補助金を交付するもの

3 補助対象事業所

就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所

4 補助対象

自主製品の販売活動に係る備品の購入費等 (人件費は除く)

5 補助上限額及び補助率

1 件あたり 300 千円×5 事業所

(プロポーザルにより事業所を決定)

新 障害者就労支援施設スイーツコンテスト開催事業

1 平成 27 年度予算額
1,900 千円 (県単)

2 概要

各事業所の自主製品のうちスイーツに焦点をあてたコンテストを開催することで、施設を利用する障害者のモチベーション及び技術力の向上、商品の広報・普及活動を支援し、障害者の工賃向上を実現しようとするもの

3 業務内容

就労支援事業所で障害者が製造するスイーツの品質向上及び販路拡大を図るために、県内でスイーツコンテストを実施し、一番評価の高かった事業所の製品を兵庫県で開催されるスイーツ甲子園（過去 6 回開催）に出品する。

4 対象事業所

就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所

5 実施時期

平成 27 年 8 月 (予定)

6 事業の効果

(ア) 障害者のモチベーション及び技術力の向上

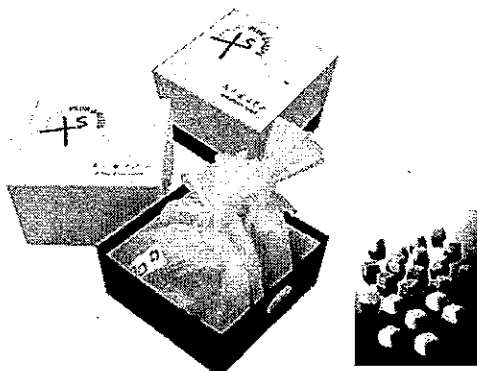
(イ) 商品の広報・普及、品質向上及び販路拡大

過去のスイーツ甲子園受賞作品

①平成 24 年度グランプリ受賞

「和三盆コロシ」

社会就労センターかもな (徳島県)

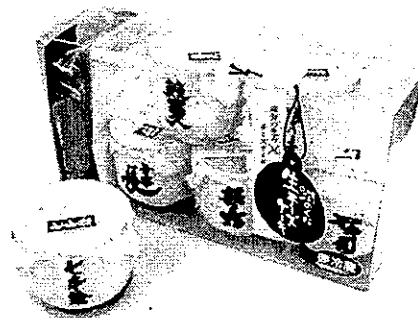


受賞後に売上が 50 倍に増加

②平成 24 年度準グランプリ受賞

「湖のくに生チーズケーキ」

あゆみ作業所 (滋賀県)



受賞後に工賃 30% アップ

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の概要

前文

これまで本県では、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきた。しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。また、本県において、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。

このような状況を踏まえ、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させることともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。

・障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指す。

目的

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が基本となる事項を定める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

定義

「障害のある人」・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※高次脳機能障害、難病含む

「社会的障壁」・・・障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

「障害を理由とする差別」・・・障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしないこと。

関係者の責務等

「県の責務」・・・施策を策定、実施しなければならない。

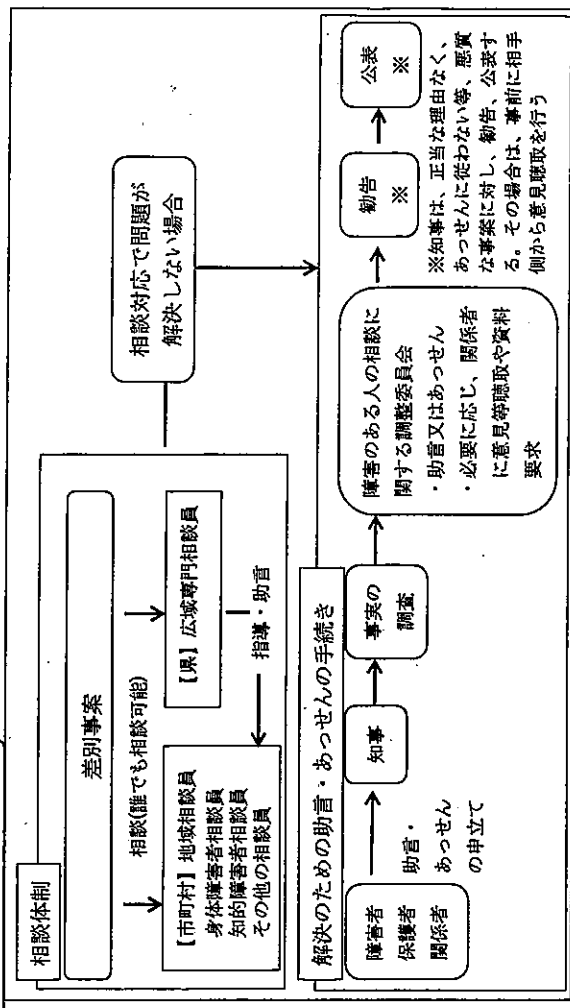
「県民の責務」・・・障害及び障害のある人への理解を深め、県・市町村が実施する施策に協力するよう努める。

「市町村との連携」・・・県は、市町村と連携して施策の策定、実施に努める。市町村に対する情報提供、技術的助言等の必要な支援を行う。

差別の禁止

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。
- ガイドラインにおいて、分野別に障害を理由とする差別の具体例を記載し、周知を図る
〔福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領など〕

相談体制及び紛争解決



普及啓発等

- 障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めるための普及啓発。
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供など。
- 学校において、障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育を推進。

協議会の設置

- 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため協議会を置く。

その他

- 施行期日 平成28年4月1日（相談体制の整備や県民への周知等の準備期間をとるため）
- 見直し規定 3年経過後の見直し規定を置く。

平成 27 年 3 月 25 日

各指定障害福祉サービス、障害児サービス
実施法人代表者 様

富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課
富山市福祉保健部障害福祉課

平成 27 年度報酬改定に伴う加算届出の集中受付について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う、指定障害福祉サービスにかかる加算届出について、下記のとおり集中受付日を設定します。

当日は、富山県厚生部障害福祉課、健康課及び富山市福祉保健部障害福祉課が対応します。審査事務を円滑に進めるため、ご協力をお願いします。

記

1. 日程及び対象地域、サービス等

| | 9:30~11:30 | 13:30~16:00 |
|--------------|--|---|
| 4月14日 (火) | ・高岡市、射水市、氷見市、砺波市、 小矢部市、南砺市所在の事業所 ・富山市所在の事業所（精神含む） ・障害児サービスの事業所 | ・同 左 + ・主として精神障害者を対象とする事業所（県健康課指定分） |
| 4月15日 (水) | ・魚津市、黒部市、入善町、朝日町、 滑川市、舟橋村、上市町、立山町所 在の事業所 ・富山市所在の事業所（精神含む） ・障害児サービスの事業所 | ・同 左 + ・主として精神障害者を対象とする事業所（県健康課指定分） |

2. 会場 富山市役所東館 8 階 801 会議室（富山市新桜町 7 番 38 号）

3. 留意事項

- ・特段の不都合がない限り、上記の日程での提出にご協力をお願いいたします。
- ・法人単位（富山市・富山市外を分けて）での提出にご協力をお願いいたします。
- ・提出期日までに質問・事前協議等があれば、各指定担当者までお問い合わせください。
- ・基準該当事業所に係る加算の届出等については、登録市町村の指示に従い、当該市町村へ届け出てください。
- ・会場の駐車場は混雑が予想されますので、公共交通機関や近隣駐車場の利用をお勧めします。
- ・郵送の場合は、4月15日（水）必着で送付願います。
- ・目標工賃達成加算の提出期限については、別途ご案内します。

4. その他

報酬告示や、留意事項通知、新規加算に関する申請書式・チェックリスト等については、準備が整い次第、ホームページへの掲載等によりご案内しますので、適宜ご確認ください。

○富山県の指定に係るもの

富山県厚生部障害福祉課ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/

○富山市の指定に係るもの

富山市福祉保健部障害福祉課ホームページ

<http://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/shogai/fukushika/jigyoushanominasama.html>

5. 事務担当

◇主として身体、知的障害者を対象とする事業所（富山市内所在を除く）のうち、

- ・就労系サービスに関すること …富山県厚生部障害福祉課管理係
TEL 076-444-3211
- ・日中活動系サービス（就労を除く）、障害者支援施設、短期入所、共同生活援助に関すること
…富山県厚生部障害福祉課自立支援係
TEL 076-444-3212
- ・訪問系サービスに関すること …富山県厚生部障害福祉課地域生活支援係
TEL 076-444-3213

◇主として精神障害者を対象とする事業所（富山市内所在を除く）に関すること

…富山県健康課精神保健福祉係
TEL 076-444-3223

◇富山市内の指定障害福祉サービス事業所（障害児を除く）、障害者支援施設に関すること

…富山市福祉保健部障害福祉課
TEL 076-443-2207

◇障害児サービス（入所、通所）に関すること …富山県厚生部障害福祉課地域生活支援係

TEL 076-444-3213